

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	函館市医師会看護・リハビリテーション学院
設置者名	公益社団法人函館市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護学科	夜・通信	9単位	9単位	
	理学療法学科	夜・通信	9単位	9単位	
	作業療法学科	夜・通信	9単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://hma-ns-reha.ac.jp/about/#info_open

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	函館市医師会看護・リハビリテーション学院
設置者名	公益社団法人函館市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営委員会
役割	学則第 36 条及び各種委員会規程にて明示。 学校の円滑な運営と教育内容の充実・向上を図ることを目的とする。 委員会に付議する事項は、次の各号とする。 1 学則に関する事項 2 施設に関する事項 3 運営に関する事項 4 収支決算及び予算に関する事項 5 その他必要と認める事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
医療法人やわらぎ会 理事長	2022. 06 ～2024. 05	運営委員会委員（副委員長） 非常勤講師
医療法人社団玄心会 吉田眼科病院 理事長	2022. 06 ～2024. 05	運営委員会委員（副委員長） 非常勤講師
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	函館市医師会看護・リハビリテーション学院
設置者名	公益社団法人函館市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>前年度授業計画及び授業実績を基に専任教員ごとの意見交換を行うと共に授業計画を見直し、教員会議にて具体的な検討を加え、運営委員会に授業計画案を上程。当該、授業計画案を基にシラバスの修正、見直しを随時実行している。</p> <p>なお、学生には学生便覧・教育課程(シラバス)として配布し、教育課程の編成趣旨、到達目標、使用教材及び評価方法について具体的な説明を加えている。</p>																			
授業計画書の公表方法	https://hma-ns-reha.ac.jp/about/#info_open																		
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学習の評価：学則第11条明記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習の評価は、別表1の教育内容に基づく各授業科目の所定時間数の3分の2以上出席した者に対し、学科試験又はこれに準ずるもの及び臨地実習評価により判定する。 2 出席時間が所定時間数の3分の2に満たない者のうち、欠席の理由がやむを得ないと学校長が認めた場合は、授業をもって補った者に対し、学習の評価を受ける資格を与える。 3 学業成績は各授業科目につき100点を満点とする。 4 学習評価は次の区分によって判定し、C以上を合格とする。ただし、臨地実習評価は、各臨地実習科目につき100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。 <table border="1" data-bbox="405 1585 1147 1861"> <thead> <tr> <th>評 価</th> <th>点 数</th> <th>判 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>90点以上</td> <td rowspan="4">合 格</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>80点以上 90点未満</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>70点以上 80点未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60点以上 70点未満</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>60点未満</td> <td>不 合 格</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		評 価	点 数	判 定	AA	90点以上	合 格	A	80点以上 90点未満	B	70点以上 80点未満	C	60点以上 70点未満	D	60点未満	不 合 格			
評 価	点 数	判 定																	
AA	90点以上	合 格																	
A	80点以上 90点未満																		
B	70点以上 80点未満																		
C	60点以上 70点未満																		
D	60点未満	不 合 格																	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学則施行規程に準拠し、厳正かつ適正に単位授与、履修認定を実施。 学生の成績分布状況を把握するために、履修科目の学業成績を100点法により評価し、合計点の平均を算出することで客観的指標とする。</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>https://hma-ns-reha.ac.jp/about/#info_open</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>単位の認定：学則第14条明記 学習の評価（学則第11条）における試験及び実習の結果、合格の学習評価を得た者に対し、認定会議の議を経て単位の認定を行う。 卒業：学則第31条明記 学校に3年以上在籍し、学則第9条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者に対して、認定会議の議を経て卒業を認定する。 学院長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書（様式8）を授与する。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>https://hma-ns-reha.ac.jp/about/#info_open</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	函館市医師会看護・リハビリテーション学院
設置者名	公益社団法人函館市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://hma-ns-reha.ac.jp/about/pdf/taisyaku_list.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://hma-ns-reha.ac.jp/about/pdf/syushikeisansyo.pdf
財産目録	https://hma-ns-reha.ac.jp/about/pdf/zaisan_mokuroku.pdf
事業報告書	https://hma-ns-reha.ac.jp/about/pdf/jigyou_report.pdf
監事による監査報告（書）	https://hma-ns-reha.ac.jp/about/pdf/kansa_report.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	看護学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2,910 単位時間 ／105 単位	2,010 単位時間	単位時間 /単位	900 単位時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			2,910 単位時間／105 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		111 人	0 人	11 人	86 人	97 人	

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	理学療法学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,155 単位時間 ／110 単位	1,530 単位時間	705 単位時間	920 単位時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3,155 単位時間／110 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		117 人	0 人	6 人	44 人	50 人	

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	作業療法学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3,170 単位時間 ／111 単位	1,545 単位時間	705 単位時間	920 単位時間	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3,170 単位時間／111 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		116人	0人	6人	44人	50人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）																		
<p>（概要）</p> <p>前年度授業計画及び授業実績を基に専任教員ごとの意見交換を行うと共に授業計画を見直し、教員会議にて具体的な検討を加え、運営委員会に授業計画案を上程。当該、授業計画案を基にシラバスの修正、見直しを随時実行している。</p> <p>なお、学生には学生便覧・教育課程（シラバス）として配布し、教育課程の編成趣旨、到達目標、使用教材及び評価方法について具体的な説明を加えている。</p>																		
成績評価の基準・方法																		
<p>（概要）</p> <p>学習の評価：学則第11条明記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習の評価は、別表1の教育内容に基づく各授業科目の所定時間数の3分の2以上出席した者に対し、学科試験又はこれに準ずるもの及び臨地実習評価により判定する。 2 出席時間が所定時間数の3分の2に満たない者のうち、欠席の理由がやむを得ないと学校長が認めた場合は、授業をもって補った者に対し、学習の評価を受ける資格を与える。 3 学業成績は各授業科目につき100点を満点とする。 4 学習評価は次の区分によって判定し、C以上を合格とする。ただし、臨地実習評価は、各臨地実習科目につき100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>評 価</th> <th>点 数</th> <th>判 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>90点以上</td> <td rowspan="4">合 格</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>80点以上 90点未満</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>70点以上 80点未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60点以上 70点未満</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>60点未満</td> <td>不 合格</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評 価	点 数	判 定	AA	90点以上	合 格	A	80点以上 90点未満	B	70点以上 80点未満	C	60点以上 70点未満	D	60点未満	不 合格			
評 価	点 数	判 定																
AA	90点以上	合 格																
A	80点以上 90点未満																	
B	70点以上 80点未満																	
C	60点以上 70点未満																	
D	60点未満	不 合格																

<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>単位の認定：学則第 14 条明記</p> <p>学習の評価（学則第 11 条）における試験及び実習の結果、合格の学習評価を得た者に対し、認定会議の議を経て単位の認定を行う。</p> <p>卒業：学則第 31 条明記</p> <p>学校に 3 年以上在籍し、学則第 9 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者に対して、認定会議の議を経て卒業を認定する。</p> <p>学院長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書（様式 8）を授与する。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>ゼミ活動、個別指導及び相談等の実施</p> <p>少人数対象の教育・指導制度を取り入れると共に、個別指導、面談を適宜実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む)	その他
109 人 (100%)	0 人 (0 %)	102 人 (93.6%)	7 人 (6.4%)
(主な就職、業界等)			
医療 病院（看護師・理学療法士・作業療法士）			
(就職指導内容)			
就職先オリエンテーション、施設見学。個人面接。			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
国家資格（看護師・理学療法士・作業療法士 免許）			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者数	中退率
345 人	10 人	2.9%
(中途退学の主な理由)		
進路変更 健康上の理由		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
教員による教育・生活支援 カウンセラーによるカウンセリング実施		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	200,000 円	600,000 円	248,000 円	
理学療法学科	200,000 円	1,150,000 円	300,000 円	
作業療法学科	200,000 円	1,150,000 円	300,000 円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://hma-ns-reha.ac.jp/about/#info_open		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>学校関係者として、履修分野における関係団体の関係者及び医療・介護施設実務者と共に学校関係者評価委員会を設置。</p> <p>実務に関する知見を活かして教育目標や教育環境等について評価し、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、当該評価結果を次年度の教育活動及び学校運営の改善に向けて取り組む。</p>		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
医療法人雄心会 函館新都市病院	2023.04.01 ～2025.03.31	病院職員 (看護部長)
社会福祉法人雄心会 介護老人保健施設 いなほ	2023.04.01 ～2025.03.31	介護老人保健施設 (看護師長)
北海道教育大学函館校	2023.04.01 ～2025.03.31	教育施設 (非常勤講師)
公立はこだて未来大学	2023.04.01 ～2025.03.31	教育施設 (教授)
独立行政法人国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校	2023.04.01 ～2025.03.31	教育施設 (教授)

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://hma-ns-reha.ac.jp/about/#info_open
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H101320200056
学校名	函館市医師会看護・リハビリテーション学院
設置者名	公益社団法人函館市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		73人	71人	79人
内 訳	第Ⅰ区分	38人	38人	
	第Ⅱ区分	24人	—	
	第Ⅲ区分	11人	—	
家計急変による支援対象者（年間）				—
合計（年間）				—
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。